

2019年8月20日

各位

会社名 大和証券投資信託委託株式会社
(管理会社コード：13054)
代表者名 代表取締役社長 松下 浩一
問合せ先 経営企画部 岡田 美範

**ダイワ上場投信・TOPIX-17（17ファンド）
繰上償還および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ**

当社は、以下のETF（上場投資信託）につきまして、繰上償還および重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2019年9月12日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および付随する約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2019年11月19日に当局への届出を行い、2019年12月19日付で約款変更を実施し、2019年12月20日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド名（コード）

ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品	(1634)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源	(1635)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材	(1636)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学	(1637)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品	(1638)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機	(1639)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄	(1640)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械	(1641)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密	(1642)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他	(1643)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス	(1644)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流	(1645)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売	(1646)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売	(1647)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行	(1648)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除く銀行）	(1649)
ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産	(1650)

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

- ・書面決議の対象受益者の確定基準日 : 2019年9月12日（木）
- ・書面決議に関する書類発送日 : 2019年10月23日（水）
- ・議決権行使書面による議決権行使期限 : 2019年11月11日（月）

- ・ 書面決議日 : 2019年11月18日(月)
- ・ 買取請求開始日(予定) : 2019年11月20日(水)
- ・ 買取請求終了日(予定) : 2019年12月9日(月)
- ・ 約款変更実施日(予定) : 2019年12月19日(木)
- ・ 信託終了日(予定) : 2019年12月20日(金)
- ・ 償還金支払い開始日(予定) : 2020年1月28日(火)

3. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

- ・ 「監理銘柄(確認中)」への指定 : 2019年8月20日(火)
- ・ 「整理銘柄」への指定 : 2019年11月18日(月)
- ・ 東京証券取引所における最終売買日 : 2019年12月18日(水)
- ・ 上場廃止日 : 2019年12月19日(木)

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ① 信託期限を無期限から2019年12月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

<理由>

- ① 各ファンドは2008年7月22日に設定され、10年以上にわたり、運用の基本方針に則り、基準価額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を続けてまいりましたが、残高は減少傾向にあり、それぞれ純資産総額が10億円を下回っています。このような状況下、対象株価指数への十分な連動性を保ちにくくなっており、各ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

なお、各ファンドの設定日および2019年8月19日現在の純資産総額は次のとおりです。

ファンド名	純資産総額(単位:億円)	
	設定日	2019年8月19日
ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品	12億円	1億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源	4億円	2億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材	13億円	3億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学	25億円	2億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品	16億円	4億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機	39億円	3億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄	18億円	1億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械	18億円	2億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密	62億円	2億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他	38億円	7億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス	17億円	1億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流	20億円	3億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売	20億円	4億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売	12億円	3億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行	47億円	7億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融(除く銀行)	22億円	1億円
ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産	9億円	1億円

- ② 繰上償還を円滑に行えるようにするため、信託約款の所要の変更を行います。

5. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、各ファンドについて、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2019年9月12日現在の受益権口数が、各ファンドの同日現在の受益権総口数の $\frac{2}{3}$ 以上であった場合に可決されます。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条に基づいて、2019年11月20日から同年12月9日までの間に、各ファンドの受託会社に対して、同年9月12日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および交換請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、各ファンドの取得申込および交換請求は、2019年11月20日以降、受け付けないこととします。

8. 信託約款の新旧対照表

ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除く銀行）
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産

変 更 後	現 行
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2019年12月20日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第29条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から 7月20日まで、および7月21日から翌年1月 20日までとします。ただし、第1計算期間 は、<u>2008年7月22日から2009年1月20日まで とし、最終計算期間は、2019年7月21日か ら2019年12月20日までとします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第34条 (略) ②～⑤ (略) <u>⑥ 償還は、信託終了日現在において、氏名 または名称、住所および個人番号または法 人番号（個人番号もしくは法人番号を有し ない者にあつては、氏名または名称および 住所とします。）が受託者に登録されている 者（以下「信託終了時受益者」といいます。） を信託終了日現在における受益者として、 当該信託終了時受益者に、信託終了時の信 託財産の純資産総額に相当する金銭を支払 うことにより行ないます。なお、当該信託 終了時受益者は、その口座が開設されてい</u></p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。 <u>ただし、第43条第1項および第2項、第44条 第1項、第45条第1項および第47条第2項の規 定によって信託を終了させることがあります。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第29条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から 7月20日まで、および7月21日から翌年1月 20日までとします。ただし、第1計算期間 は、<u>2008年7月22日から2009年1月20日まで とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金の支払い) 第34条 (略) ②～⑤ (略) <u>(新 設)</u></p>

変 更 後	現 行
<p><u>る振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u></p> <p>⑦ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</u></p> <p>⑧ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(信託終了時の交換等)</p>
<p>第38条 (削 除)</p>	<p>第38条 <u>委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとし、この場合は、第35条および第36条の規定に準じるものとし、</u></p> <p>② <u>委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>③ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるとしての受益権を交換請求するものとし、交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u></p>

変 更 後	現 行
<p>(収益分配金および<u>償還金</u>の交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金について未払残高があるときまたは支払開始日から10年経過した後に<u>償還金</u>について未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金または<u>償還金</u>を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金および<u>償還金</u>の時効)</p> <p>第40条 受益者が、収益分配金については第34条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに<u>償還金</u>については第34条第8項に規定する支払開始日から10年間その<u>支払いを請求</u>しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p> <p>(質権口記載または記録の受益権の取扱い)</p> <p>第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および<u>償還金</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>	<p>(収益分配金の交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、<u>収益分配金</u>について未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(収益分配金および<u>信託終了時の交換</u>にかかる時効)</p> <p>第40条 受益者が、収益分配金については第34条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに<u>信託終了時の交換</u>については<u>信託終了日から10年間その交換請求を</u>しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p> <p>(質権口記載または記録の受益権の取扱い)</p> <p>第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p>

以上